

# 譲渡型若者定住促進住宅 への入居者募集について

人口の減少や少子高齢化に対応するため、若い世代に定住していただき、地域の活性化を図ることを目的として、将来、入居者に売却することを前提とした譲渡型若者定住促進住宅3戸の建設を進めています。

この住宅は、入居当初は賃貸住宅として入居していただき、入居後概ね5年程度の時期にご購入いただける方を入居の対象とするものです。

詳しくは、企画政策課 定住促進室 ☎22-2041 にお問合せください。

## 愛口若者定住促進住宅：大字初湯川128番地

項目	内容
構造	木造2階建て(1戸建て)
延べ床面積	94.40㎡
間取り	3LDK
給排水	町営上水道・合併浄化槽
敷地・駐車場	約80坪(駐車場2台分含む)



## 三十木若者定住促進住宅：大字三十木197番地2

項目	内容
構造	木造2階建て(1戸建て)
延べ床面積	94.40㎡
間取り	3LDK
給排水	町営上水道・合併浄化槽
敷地・駐車場	約60坪(駐車場2台分含む)



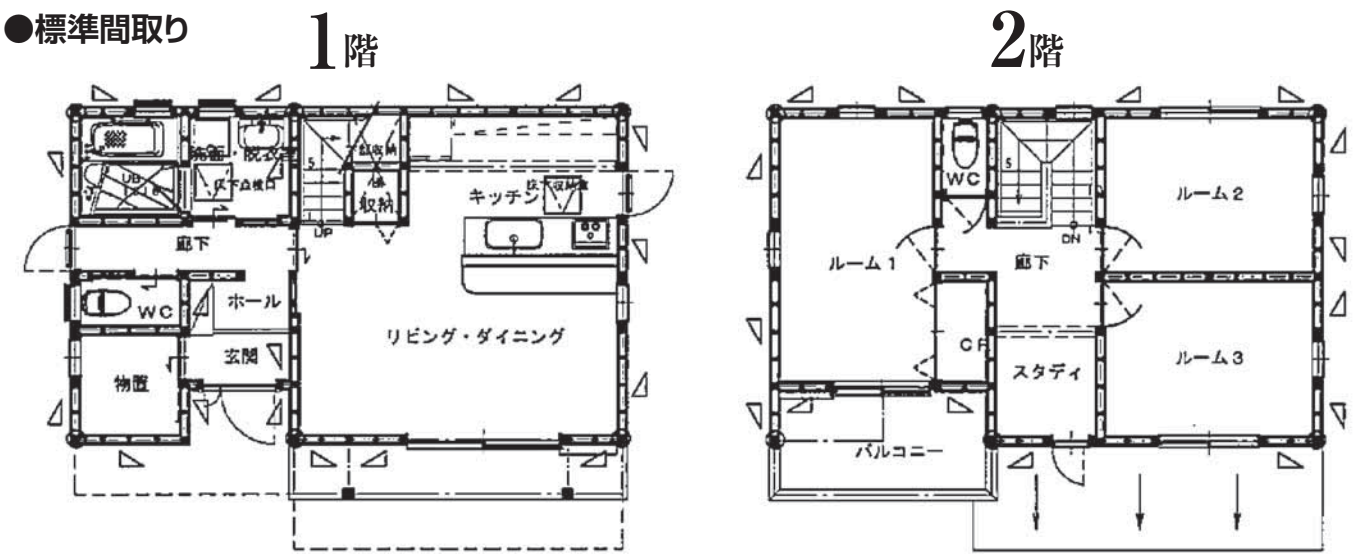
## 山野若者定住促進住宅：大字山野2528番地4

項目	内容
構造	木造2階建て(1戸建て)
延べ床面積	94.40㎡
間取り	3LDK
給排水	町営上水道・集落排水
敷地・駐車場	約68坪(駐車場2台分含む)



- 家賃 50,000円/月
- 敷金 150,000円
- 募集期間 平成27年1月26日(月)～2月27日(金)
- 入居予定時期 平成27年4月
- 入居の選考 入居条件に基づき入居者選考委員会に諮問し、決定します。

### ●標準間取り



### ●入居条件

- (1) 申込者が、将来、譲渡型若者定住促進住宅を購入する意志があること。
- (2) 当該地域に定住する意志があること。
- (3) 入居申請時において、申込者が概ね40歳以下であること。
- (4) 申込者が単身者の場合は、将来、結婚して定住する意志があること。
- (5) 所在地の行政区に所属し、地域活動に参加できること。
- (6) 入居後速やかに居住者全員が当該住宅の所在地に住民登録すること。
- (7) 国税、地方税及び国民年金等を滞納していないこと。
- (8) 家賃やその他居住に必要な経費を支払うことができること。
- (9) 申込者と同居する親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。



### ●売却額：住宅建築費－家賃×建築後経過年数－定住奨励のための割引額(注1)

定住奨励のための割引	内容
入居後概ね3年目から6年目未満	譲渡年度分から建築後25年度分までの固定資産税額の推計合計額
入居後6年目から9年目未満	譲渡年度分から建築後25年度分までの固定資産税額の推計合計額の半額
入居後9年以降	0円

○例えば、建築費1,500万円、新築時点で入居した場合

入居年数	家賃累積=50,000円×12ヶ月×入居年数	定住奨励割引額	譲渡額
2年経過	1,200,000円	1,366,400円	12,433,600円
5年経過	3,000,000円	573,200円	11,426,800円
8年経過	4,800,000円	0円	10,200,000円

※土地は、近くの和歌山県地価調査基準地の標準価格程度の単価で売却

■お問合せ 企画政策課 定住促進室 ☎22-2041